

## 様式 1 主務大臣において公表されるべき事項

### 独立行政法人国立特殊教育総合研究所の役員報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### ① 役員報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			その他(内容)
	千円	千円	千円	
理事長	18,773	11,976	5,052	1,197(調整手当) 548(通勤手当)
理事 (1人)	15,943	10,193	4,300	1,019(調整手当) 431(通勤手当)
監事 (非常勤) (2人)	408	408		( )

※「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

##### ② 役員退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		摘要
	千円	年	月	
理事長				該当者なし
理事A				該当者なし
理事B				該当者なし

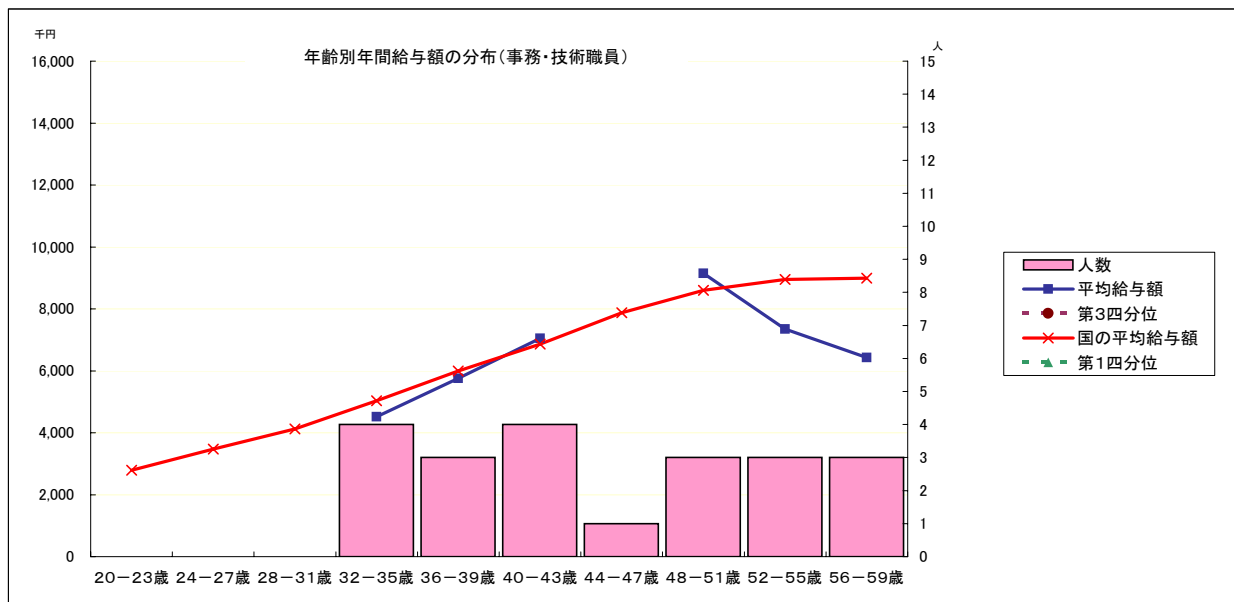
#### II 職員給与について

##### ① 職種別支給状況

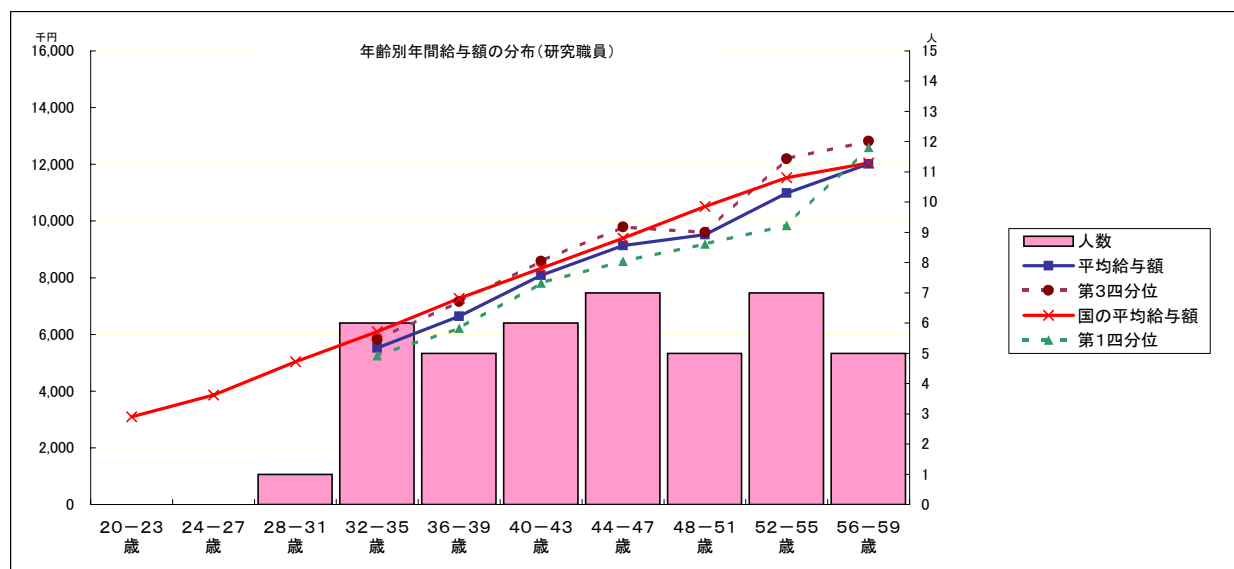
区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			千円	千円	千円
常勤職員	67	45.5	7,923	5,878	2,045
事務・技術	21	45.3	6,770	4,999	1,771
研究職種	42	45.7	8,766	6,518	2,248
主査・技術職種	4	45.5	5,117	3,766	1,351
在外職員	該当者なし				
任期付職員	該当者なし				
事務・技術	該当者なし				
研究職種	該当者なし				
再任用職員	該当者なし				
事務・技術	該当者なし				
研究職種	該当者なし				
非常勤職員	1	27.5			
事務・技術	1	27.5			

※非常勤職員の事務・技術職については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)



※年齢44～47歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していません。



※年齢28～31歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していません。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	2	44.5	—	—	—
本部係員	3	32.8	—	4,402	—

※本部課長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
研究課長	14	49.9	9,399	9,802	10,110
主任研究員	13	44.2	7,810	8,079	8,913
研究員	9	34.1	5,255	5,537	5,813

③ 職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係員	係員	主任、係員	係長、主任	係長	課長補佐	課長	課長	部長	部長	部長
人員(割合)	21	該当者なし	該当者なし	4 (19.0%)	7 (33.3%)	5 (23.8%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)				34～32	58～36	56～43						
所定内給与年額(最高～最低)				3,660～3,135	5,120～4,169	5,283～4,875						
年間給与額(最高～最低)				4,860～4,248	6,859～5,619	7,206～6,627						

※6級から9級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究官	総括主任研究官 主任研究官	総合研究官 総括主任研究官
人員(割合)	42	該当者なし	9 (21.4%)	10 (23.8%)	14 (33.3%)	9 (21.4%)
年齢(最高～最低)			36～31	59～38	54～43	57～54
所定内給与年額(最高～最低)			4,742～3,554	6,838～4,682	7,666～6,388	94,19～8,016
年間給与額(最高～最低)			6,319～4,878	9,053～6,221	10,110～8,581	13,002～10,685

④賞与(平成15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)  
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.4	62.8	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4	37.2	36.2
	(最高～最低)	(42.4～29.8)	(42.5～32.9)	(42.4～31.3)
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.6	65.6	67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.4	34.4	32.7
	(最高～最低)	(34.0～29.4)	(37.4～32.2)	(34.1～30.8)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.6	56.6	57.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	41.4	43.4	42.3
	(最高～最低)	(50.2～39.3)	(43.8～43.0)	(46.9～41.1)
一般職員	一律支給分(期末相当)	68.1	65.8	67.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	31.9	34.2	33.0
	(最高～最低)	(59.2～28.7)	(37.3～31.7)	(45.5～30.2)

⑤職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.9
86.8

対全法人

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

95.1
93.2

対全法人

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減	中期目標期間開始時からの増△減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 675,526	千円 713,944	千円 △ 38,418 (△5.38)	千円 (%) △ 28,549 (△4.05)
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定福利厚生費)	千円 743,115	千円 782,172	千円 △ 39,057 (△4.99)	千円 (%) △ 27,505 (△3.57)
最広義人件費	千円 768,097	千円 801,098	千円 △ 33,001 (△4.12)	千円 (%) △ 22,250 (△2.82)

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

① 平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員を担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される給与の期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬水準の改定内容

理事長 { 俸給月額を約1.2%引き下げるとともに、期末特別手当支給割合を  
0.2月分引き下げて年間3.3月分に改定 }  
理事 { 俸給月額を約1.3%引き下げるとともに、期末特別手当支給割合を  
0.2月分引き下げて年間3.3月分に改定 }  
監事(非常勤) { 前年度同額に据え置き }

2 職員給与

① 人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人員の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度をその職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方  
独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第57条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の摘要を受ける国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方  
昇給、特別昇給、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
俸給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、昇給期間を短縮し、若しくは上位の号俸に昇給させ、又はそのいずれも併せ行うことができる。
俸給月額 (昇給)	一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給される。

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

- ① 全俸給表について、俸給月額を引き下げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げ、13,500円に改定
- ③ 自宅に係る住居手当の支給月額を新築・購入から5年間に限定し、月額2,500円とし、5年経過後等の月額1,000円の支給を廃止
- ④ 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.25月分引き下げ、4.4月分に改定

V 法人が必要と認める事項

特になし